

3 土地に関する他法令の許可（参考）

代表的な問合せ先一覧

根拠法令	概要	問合せ窓口
宅地造成及び特定盛土等規制法	一定の盛切土を行う場合、事前許可が必要（開発許可を取得することで、みなし許可となる）	都市計画課
特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う場合、事前許可が必要（開発と同時許可）	河川課
農地法	市街化調整区域・非線引都市計画区域で農地転用する場合、事前許可が必要（開発と同時許可）	農業委員会 事務局
森林法	保安林や1 ha を超える保安林以外の森林で土地の形質変更を行う場合、事前許可が必要	〔県〕 林業振興課 朝倉農林事務所
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域で宅地分譲等の特定開発行為を行う場合、事前許可が必要	〔県〕 砂防課
福岡県環境保全に関する条例	一定の規模の開発行為（例：宅地の造成3 ha 以上）を行う場合、事前許可が必要	〔県〕 自然環境課
土壤汚染対策法	3,000 m ² 以上の土地の形質変更を行う場合、事前届出が必要	環境保全課
国土利用法	一定の面積（例：市街化区域 2,000 m ² 以上）の土地の売買等を締結した場合、譲受人による事後届出が必要	都市計画課

法令によっては都市計画法の開発行為に係わず、許可を必要とする場合がある。